

トライアル雇用助成金

一般トライアルコース

令和4年4月1日以降【新型コロナウイルス感染症対応/トライアルコース】による増額あり

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の
試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行の
きっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で
常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。



雇入れの条件

- [1] ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- [2] 原則3か月のトライアル雇用をすること
- [3] 1週間の所定労働時間が30時間以上

対象労働者が
日雇労働者、ホームレス、
住居喪失不安定就労者
の場合は20時間以上

助成額

求職者が〈常用雇用〉(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。

対象労働者	支給額
① 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者	対象者かどうかは、 ハローワーク等が 判断します。 もしかしてと 思ったら確認して みましょう！ 月額/4万円
② 紹介日の前日時点で離職している期間が1年を超えている者	
③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業についていない期間が1年を超えている者	
④ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている	
⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する。 (生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、 中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者)	

4万円 × 最大3ヶ月 = 12万円

- ◆対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合
- ◆新型コロナウイルス感染症対応/トライアルコース利用による増額

1人につき/最大 **月額 5万円**



トライアル雇用のイメージ

